

評価手法及び評価決定プロセス

1 評価手法

- (1) 自己評価 ・評価機関が定めた評価項目による調査票を用いて、事業者自らが評価
- (2) 事業所調査 ・評価機関が定めた評価項目による調査票を用いて、評価機関が訪問等により実施
 * 自己評価と事業所調査の評価項目は同一
- (3) 利用者調査 ・評価機関が定めた評価項目により、評価機関が利用者や家族に対してアンケート又はヒアリングにより実施

* 上記の評価調査は、複数の評価調査者が一貫してあたる。
(推進機構 「認証基準」7条より)

2 評価決定プロセス

評価機関は、調査等の結果をもとに中立な第三者により構成された評価委員会において審議し、評価を決定する。

(推進機構 「認証基準」5条より)

< イメージ図 >

